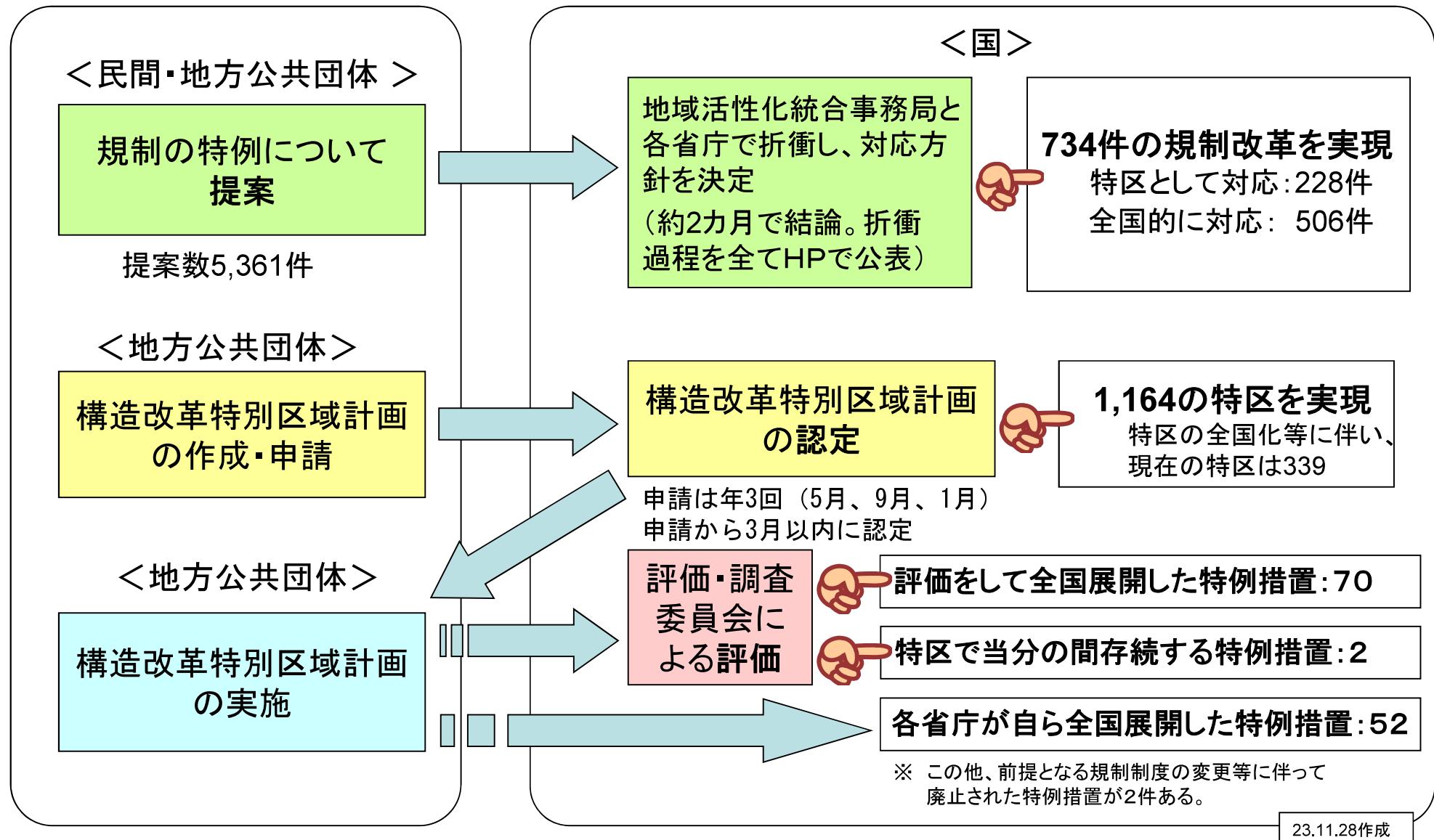


構造改革特区制度の概要(構造改革特別区域法:H14.12施行)

構造改革を推進し、地域の活性化を図ることを目的として、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する。



構造改革特区の事例

日本のふるさと再生特区

(岩手県遠野市)



農業・都市農村交流
関連

「どぶろく」の製造免許の要件緩和の特例を認めるなどして、地域資源、多彩な人材等を活用し都市との交流拡大を図るとともに、地域に根ざした新たな起業を促進する。

小豆島・内海町オリーブ振興特区

(香川県内海町)



農業関連

農業の担い手不足、地場産業の停滞する中、株式会社の農業経営参入の特例を活用し、地域資源であるオリーブを、加工する企業自らが町内の遊休農地を有効活用して栽培。町の活性化を図る。

※町名は認定時のもの

全国化済

太田外国語教育特区

(群馬県太田市)



教育関連

学習指導要領等の教育課程・基準によらない特例を活用して、大半の授業を英語で行うことにより、子どもたちが生きた英語や世界に通用する感性・国際感覚を身につけられる教育環境を構築する。

全国化済

富山型デイサービス推進特区

(富山県、富山市ほか)



福祉関連

高齢者向けの指定デイサービス事業所における障害児の受け入れなどにより、身近なところでサービスを受けることができるようとする。

全国化済